

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>1 この水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、尼崎市公営企業局水道部（以下「水道部」という。）が、請負により施行する水道工事に適用する。共通仕様書に定めのない事項は、水道工事標準仕様書【土木工事編、設備工事編 2010年 日本水道協会】（以下「日水協標準仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2 共通仕様書及び日水協標準仕様書に定めのない事項は、土木工事共通仕様書【兵庫県土木部】（以下「県土木共通仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>1. 1. 4 提出書類等</p> <p>1 受注者は、指定の日までに水道部の定める様式による書類を提出すること。</p> <p>2 提出した書類に変更を生じた時は、速やかに変更届を提出すること。</p> <p>3 標準的な提出書類は、表—1のとおりとする。</p> <p>4 工事完成図書における工事完成図面の作成は、付3 工事完成図面作成要領によること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>1 この工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、尼崎市公営企業局上下水道部（以下「上下水道部」という。）が、請負により施行する水道工事に適用する。共通仕様書に定めのない事項は、水道工事標準仕様書【土木工事編、設備工事編 2010年 日本水道協会】（以下「日水協標準仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>2 共通仕様書及び日水協標準仕様書に定めのない事項は、土木工事共通仕様書【兵庫県土木部】（以下「県土木共通仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>1. 1. 4 提出書類等</p> <p>1 受注者は、指定の日までに上下水道部の定める様式による書類を提出すること。</p> <p>2 提出した書類に変更を生じた時は、速やかに変更届を提出すること。</p> <p>3 標準的な提出書類は、表—1のとおりとする。</p> <p>4 工事完成図書における工事完成図面の作成は、付3 工事完成図面作成要領によること。</p>	<p>組織名の変更及び共通仕様書名変更</p> <p>組織名の変更</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後				現行				備考																																																																																																																																																																																															
<p>また、工事完成図書として、新設した水管橋、仕切弁、空気弁については、別紙—1（様式1、2、3）の点検台帳に必要事項を記入し、提出すること。ただし、仕切弁、空気弁については別-43、55、68のバルブ鉄蓋及び空気弁鉄蓋仕様書により、設置した箇所に限る。</p>				<p>また、工事完成図書として、新設した水管橋、仕切弁、空気弁については、別紙様式1、2、3の点検台帳に必要事項を記入し、提出すること。ただし、仕切弁、空気弁については別-45のバルブ鉄蓋及び空気弁鉄蓋仕様書により、設置した箇所に限る。</p>				<p>表記の変更</p> <p>提出書類にて一覧表に追加（様式は別途巻末にまとめて掲載する形をとる）</p>																																																																																																																																																																																															
<p>表-1 提出書類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>部数</th> <th>提出期限</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>部数</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">工事着手に関するもの</td> <td>工事着手届</td> <td>○</td> <td>2</td> <td>工事着手の翌日</td> <td rowspan="7">報告・届出に関するもの</td> <td>施工内容</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>現場代理人届</td> <td></td> <td>2</td> <td>工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内</td> <td>事故報告書</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>その都度</td> </tr> <tr> <td>工事工程表</td> <td>○</td> <td>1</td> <td></td> <td>再生資源利用〔促進〕計画書</td> <td></td> <td>1</td> <td>契約日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>監理技術者・主任技術者専任届</td> <td></td> <td>2</td> <td>工事請負契約締結時（注1）</td> <td>道路使用許可書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>許可後直ちに</td> </tr> <tr> <td>公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書（注2）</td> <td></td> <td>各1</td> <td>契約日から30日以内</td> <td>特定建設作業実施届（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>届出後直ちに</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td></td> <td>2</td> <td>現場着工前</td> <td>各種官公署届出書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物等立会確認書</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>〃</td> <td>各種保険加入書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>加入後直ちに</td> </tr> <tr> <td>材料に関するもの</td> <td>使用材料確認額（注3）</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要の都度</td> <td rowspan="3">材料に関するもの</td> <td>建退共掛金収納書、中退共加入証明等</td> <td></td> <td>1</td> <td>契約日からヶ月以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土木工事承認額（材料）（注3）</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要の都度</td> <td>中間部金控取納書、公共工事前払金交付申請書及び中間部金請求書（注2）</td> <td></td> <td>各1</td> <td>要件を満了日以降</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事材料試験証明書</td> <td></td> <td>1</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	名称	様式	部数		提出期限	区分	名称	様式	部数	提出期限	工事着手に関するもの	工事着手届	○	2	工事着手の翌日	報告・届出に関するもの	施工内容	○	1	必要の都度	現場代理人届		2	工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内	事故報告書	○	1	その都度	工事工程表	○	1		再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時（注1）	道路使用許可書（写）		1	許可後直ちに	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書（注2）		各1	契約日から30日以内	特定建設作業実施届（写）		1	届出後直ちに	施工計画書		2	現場着工前	各種官公署届出書（写）		1	〃	地下埋設物等立会確認書	○	1	〃	各種保険加入書（写）		1	加入後直ちに	材料に関するもの	使用材料確認額（注3）		1	必要の都度	材料に関するもの	建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日からヶ月以内		土木工事承認額（材料）（注3）		1	必要の都度	中間部金控取納書、公共工事前払金交付申請書及び中間部金請求書（注2）		各1	要件を満了日以降		工事材料試験証明書		1	その都度					<p>表-1 提出書類一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>部数</th> <th>提出期限</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>部数</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">工事着手に関するもの</td> <td>工事着手届</td> <td>○</td> <td>2</td> <td>工事着手の翌日</td> <td rowspan="7">報告・届出に関するもの</td> <td>施工内容</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>現場代理人届</td> <td></td> <td>2</td> <td>工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内</td> <td>事故報告書</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>その都度</td> </tr> <tr> <td>工事工程表</td> <td>○</td> <td>1</td> <td></td> <td>再生資源利用〔促進〕計画書</td> <td></td> <td>1</td> <td>契約日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>監理技術者・主任技術者専任届</td> <td></td> <td>2</td> <td>工事請負契約締結時（注1）</td> <td>土砂等運搬届（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>届出後直ちに</td> </tr> <tr> <td>公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書</td> <td></td> <td>各1</td> <td>契約日から30日以内</td> <td>道路使用許可書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>許可後直ちに</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td></td> <td>2</td> <td>現場着工前</td> <td>特定建設作業実施届（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>届出後直ちに</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各種官公署届出書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>材料に関するもの</td> <td>使用材料承諾申請書</td> <td></td> <td>2</td> <td>必要の都度</td> <td rowspan="3">材料に関するもの</td> <td>各種保険加入書（写）</td> <td></td> <td>1</td> <td>加入後直ちに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事材料試験証明書</td> <td></td> <td>2</td> <td>その都度</td> <td>建退共掛金収納書、中退共加入証明等</td> <td></td> <td>1</td> <td>契約日からヶ月以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	名称	様式	部数	提出期限	区分	名称	様式	部数	提出期限	工事着手に関するもの	工事着手届	○	2	工事着手の翌日	報告・届出に関するもの	施工内容	○	1	必要の都度	現場代理人届		2	工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内	事故報告書	○	1	その都度	工事工程表	○	1		再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時（注1）	土砂等運搬届（写）		1	届出後直ちに	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書		各1	契約日から30日以内	道路使用許可書（写）		1	許可後直ちに	施工計画書		2	現場着工前	特定建設作業実施届（写）		1	届出後直ちに					各種官公署届出書（写）		1	〃	材料に関するもの	使用材料承諾申請書		2	必要の都度	材料に関するもの	各種保険加入書（写）		1	加入後直ちに		工事材料試験証明書		2	その都度	建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日からヶ月以内								
区分	名称	様式	部数	提出期限	区分	名称	様式	部数	提出期限																																																																																																																																																																																														
工事着手に関するもの	工事着手届	○	2	工事着手の翌日	報告・届出に関するもの	施工内容	○	1	必要の都度																																																																																																																																																																																														
	現場代理人届		2	工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内		事故報告書	○	1	その都度																																																																																																																																																																																														
	工事工程表	○	1			再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内																																																																																																																																																																																														
	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時（注1）		道路使用許可書（写）		1	許可後直ちに																																																																																																																																																																																														
	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書（注2）		各1	契約日から30日以内		特定建設作業実施届（写）		1	届出後直ちに																																																																																																																																																																																														
	施工計画書		2	現場着工前		各種官公署届出書（写）		1	〃																																																																																																																																																																																														
	地下埋設物等立会確認書	○	1	〃		各種保険加入書（写）		1	加入後直ちに																																																																																																																																																																																														
材料に関するもの	使用材料確認額（注3）		1	必要の都度	材料に関するもの	建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日からヶ月以内																																																																																																																																																																																														
	土木工事承認額（材料）（注3）		1	必要の都度		中間部金控取納書、公共工事前払金交付申請書及び中間部金請求書（注2）		各1	要件を満了日以降																																																																																																																																																																																														
	工事材料試験証明書		1	その都度																																																																																																																																																																																																			
区分	名称	様式	部数	提出期限	区分	名称	様式	部数	提出期限																																																																																																																																																																																														
工事着手に関するもの	工事着手届	○	2	工事着手の翌日	報告・届出に関するもの	施工内容	○	1	必要の都度																																																																																																																																																																																														
	現場代理人届		2	工事請負契約締結時（注1） 契約日から7日以内		事故報告書	○	1	その都度																																																																																																																																																																																														
	工事工程表	○	1			再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内																																																																																																																																																																																														
	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時（注1）		土砂等運搬届（写）		1	届出後直ちに																																																																																																																																																																																														
	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書		各1	契約日から30日以内		道路使用許可書（写）		1	許可後直ちに																																																																																																																																																																																														
	施工計画書		2	現場着工前		特定建設作業実施届（写）		1	届出後直ちに																																																																																																																																																																																														
						各種官公署届出書（写）		1	〃																																																																																																																																																																																														
材料に関するもの	使用材料承諾申請書		2	必要の都度	材料に関するもの	各種保険加入書（写）		1	加入後直ちに																																																																																																																																																																																														
	工事材料試験証明書		2	その都度		建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日からヶ月以内																																																																																																																																																																																														

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後				現行				備考
完成に関するもの	工事完成（既済部分）届	○	2	工事が完成した（指定された）日	工期延長申請書	○	1	その都度
	工事完成図書			工事が完成した日	給水整備工事要望書	○	1	その都度
	工事記録写真帳		1	〃	個人情報・データ取扱特記事項に係る様式	○	1	〃
	再生資源利用〔促進〕実施書		1	〃	その他承諾図書		2	必要の都度
	再資源化等報告書	○	1	〃	その他規格証明書		2	〃
	建設資材廃棄物が完了報告書	○	1	〃	その他施工に必要な資格証明書		1	〃
	工事費等請求書	○	1	工事完成認定を受けた日				
注1：契約担当課へ提出する				注1：契約担当課へ提出する。				備考
注2：辞退する場合は、辞退届を提出すること				注2：辞退する場合は、辞退届を提出すること				
注3：使用材料確認時は、設計図書の高質規格に適合した材料を使用する場合は提出し、土木工事承諾願（材料）は設計図書の品質規格に適合していない材料を使用する場合に提出する。				注3：使用材料確認時は、設計図書の高質規格に適合した材料を使用する場合は提出し、土木工事承諾願（材料）は設計図書の品質規格に適合していない材料を使用する場合に提出する。				
1. 1. 5 保険の付保及び事故の補償				1. 1. 5 保険の付保及び事故の補償				
1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。				1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。				
2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。				2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。				
3 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その共済証紙を購入し、その際に受領する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月				3 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その共済証紙を購入し、その際に受領する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月				

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>1. 1. 7 火災保険等</p> <p>工事請負契約書第57条の火災保険等は、工事目的物及び工事材料等に対して組立保険、土木工事保険その他の保険に加入すること。</p> <p>保険期間は、実際の工事のための準備工事（材料の搬入及び測量等の現場における作業を開始することをいう。）の初日から工事完成予定日の14日後の日までの間とする。（工期延長が14日を超える場合は加入期間をその工事完成日まで延長する。この場合は、新たな加入を証する書類を水道部に提出すること。）</p> <p>1. 1. 9 個人情報保護</p> <p>受注者は、関係法令及び尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成16年尼崎市条例第48号）を遵守するとともに、個人情報・データ取扱特記事項に掲げる事項についての安全確保の処理を行い、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。（個人情報・データ取扱特記事項は様式集に掲載している。）</p> <p>また、紛失等により発注者又は当該個人情報の対象者に損害を与えたときは受注者の責任と負担により適切に処置すること。</p>	<p>1. 1. 7 火災保険等</p> <p>工事請負契約書第57条の火災保険等は、工事目的物及び工事材料等に対して組立保険、土木工事保険その他の保険に加入すること。</p> <p>保険期間は、実際の工事のための準備工事（材料の搬入及び測量等の現場における作業を開始することをいう。）の初日から工事完成予定日の14日後の日までの間とする。（工期延長が14日を超える場合は加入期間をその工事完成日まで延長する。この場合は、新たな加入を証する書類を上下水道部に提出すること。）</p> <p>1. 1. 9 個人情報保護</p> <p>受注者は、個人情報を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、紛失等により発注者又は当該個人情報の対象者に損害を与えたときは受注者の責任と負担により適切に処置すること。</p>	<p>組織名の変更</p> <p>個人情報保護について関係法令及び尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成16年尼崎市条例第48号）を遵守することについて追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>1. 2. 2 交通保安対策</p> <p>1 受注者は、工事路線が通学路に当たるときは、事前に学校当局とよく協議を行い、通学路の安全確保に努めること。</p> <p>2 受注者は工事着手日までに監督員から「ごみの収集方法について（通知）」（以下「通知書」という。）を2部受け取り、それをもって尼崎市経済環境局環境部業務課（以下「業務課」という。）と工事区間のゴミの収集方法についての協議をおこなうこと。その際、業務課より確認印が押印された通知書1部を受け取り必ず監督員に提出すること。</p> <p>3 受注者は交通誘導員を適切に配置し、歩行者、車両等の安全かつ円滑な通行の確保に専念させること。また、交替要員を必ず配置すること。</p> <p>4 受注者が配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置すること。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員（表—2）を配置すること。 （表—2 省略）</p> <p>5 受注者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を水道部に提出すること。 また、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及</p>	<p>1. 2. 2 交通保安対策</p> <p>1 受注者は、工事路線が通学路に当たるときは、事前に学校当局とよく協議を行い、通学路の安全確保に努めること。</p> <p>2 受注者は、交通誘導員を歩行者、車両等の安全かつ円滑な通行の確保に専念させること。</p> <p>3 受注者が配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置すること。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員（表—2）を配置すること。 （表—2 省略）</p> <p>4 受注者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を上下水道部に提出すること。 また、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを上下水道部に提出すること。 （4） 警備員指導教育責任者資格者証（写し） （5） 指定講習修了証明書（写し） （6） 警備業法施行規則第38条第2項に定める基本教育、及</p>	<p>業務課とのごみの収集方法についての協議内容を追加及び組織名の変更</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備考
<p>び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを水道部に提出すること。</p> <p>(1) 警備員指導教育責任者資格者証（写し）</p> <p>(2) 指定講習修了証明書（写し）</p> <p>(3) 警備業法施行規則第38条第2項に定める基本教育、及び、同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類</p> <p>6 受注者は、国道の規制を行う場合は、路上工事規制情報を作成の上、工事監督員の指示により国道事務所に提出すること。</p> <p>7 受注者は、兵庫県公安委員会告示第139号で規定されている路線において交通誘導を行う場合は、第3項ただし書きの規定に関わらず警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日 国家公安委員会規則第20号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置すること。</p> <p>1. 2. 3 事故防止</p> <p>1 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件について、工事着手前に地下埋設物管理者と現地立会いのうえ、当</p>	<p>び、同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類</p> <p>5 受注者は、国道の規制を行う場合は、路上工事規制情報を作成の上、工事監督員の指示により国道事務所に提出すること。</p> <p>6 受注者は、兵庫県公安委員会告示第139号で規定されている路線において交通誘導を行う場合は、第3項ただし書きの規定に関わらず警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日 国家公安委員会規則第20号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置すること。</p> <p>1. 2. 3 事故防止</p> <p>1 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件について、工事着手前に地下埋設物管理者と現地立会いのうえ、</p>	

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>該物件の位置・深さを確認し、保安対策の打合せを十分行い、事故の発生を防止すること。</p> <p>2 受注者は、地下埋設物（ガス、電気、水道、下水道等）周囲50cmの掘削は手掘りで行い、損傷を与えないようにすること。また、必要に応じて、地下埋設物の防護措置を行うと共に万が一破損させた場合及び破損した地下埋設物を発見した場合には、直ちに当該地下埋設物管理者に連絡すると共に、工事監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>3 受注者は、地下埋設の給水管の継手とガス管が近接する場合においては、給水管をその継手部を中心に両側30cm以上をポリエチレンスリーブで巻くこと。このとき、ポリエチレンスリーブの重ね合わせは、ガス管の反対側で行うこと。ガス管との離隔が交差部で30cm、並行部で50cm以上確保できる場合はこの限りでない。（図—1参照）</p> <p>4 前項の地下埋設物管理者への現地立会いの連絡は、受注者の責任において行い、工事監督員に立会い日時を連絡すること。</p> <p>5 受注者は、埋設物件等の地下埋設物管理者不明、また協議図面と現地での差異を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については地下埋設物管理者の立会いを求め地下埋設物管理者を明確にするとともに、施工方法を協議し、その結果を施工内容に記載すること。</p> <p>6 受注者は、協議図面や現地マーキングを鵜呑みにすることな</p>	<p>当該物件の位置・深さを確認し、保安対策の打合せを十分行い、事故の発生を防止すること。</p> <p>2 前項の地下埋設物管理者への現地立会いの連絡は、受注者の責任において行い、工事監督員に立会い日時を連絡すること。</p> <p>3 受注者は、埋設物件等の地下埋設物管理者不明、また協議図面と現地での差異を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については地下埋設物管理者の立会いを求め地下埋設物管理者を明確にするとともに、施工方法を協議し、その結果を施工内容に記載すること。</p> <p>4 受注者は、協議図面や現地マーキングを鵜呑みにすることなく、水路等の構造物横断箇所での舗装版切断については地下埋設物件の深さが浅くなっていることも有り得ると考え、試掘調査を行ったうえで施工すること。なお、地下埋設物情報は現場代理人のみではなく、舗装版切断作業員を含めた作業員全員に周知させること。</p>	<p>1.2.1一般事項から移動 現場作業時の地下埋設物の取扱について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備考
<p>く、水路等の構造物横断箇所での舗装版切断については地下埋設物件の深さが浅くなっていることも有り得ると考え、試掘調査を行ったうえで施工すること。なお、地下埋設物情報は現場代理人のみではなく、舗装版切断作業員を含めた作業員全員に周知させること。</p> <p>1. 2. 5 石綿セメント管撤去作業</p> <p>1 受注者は、石綿セメント管（以下「石綿管」という。）の撤去作業を行う場合、「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令 21 号）及び「飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する指針」、関係法令を遵守すること。</p> <p>2 受注者は、石綿管撤去に関する作業計画書を作成し、水道部に提出すること。</p> <p>3 受注者は、特定化学物質等作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者を選定し水道部に届出すること。</p> <p>4 石綿管の撤去作業に従事する者は、水道部の指示する保護具等を着用し作業すること。</p> <p>1. 3. 1 工事用機械器具等の保管</p> <p>1 受注者は、作業時間中を除いては道路上に工事用建設機械及び資材を残置してはならない。</p> <p>2 受注者は、施工場所近隣に工事用建設機械の保管場所を確保</p>	<p>1. 2. 5 石綿セメント管撤去作業</p> <p>1 受注者は、石綿セメント管（以下「石綿管」という。）の撤去作業を行う場合、「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令 21 号）及び「飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する指針」、関係法令を遵守すること。</p> <p>2 受注者は、石綿管撤去に関する作業計画書を作成し、上下水道部に提出すること。</p> <p>3 受注者は、特定化学物質等作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者を選定し上下水道部に届出すること。</p> <p>4 石綿管の撤去作業に従事する者は、上下水道部の指示する保護具等を着用し作業すること。</p> <p>1. 3. 1 工事用機械器具等の保管</p> <p>1 受注者は、作業時間中を除いては道路上に工事用建設機械及び資材を残置してはならない。</p> <p>2 受注者は、施工場所近隣に工事用建設機械の保管場所を確保</p>	<p>組織名の変更</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備考
<p>すること。ただし、これにより難しい場合には、工事監督員と協議し必要な処置を講じ水道部の承諾を得ること。</p> <p>1. 4. 3 休日、年末年始の工事抑制期間の施工 尼崎市の休日を定める条例（平成3年尼崎市条例第1号）に規定する市の休日及び年末年始の工事抑制期間は、作業を行わないこと。ただし、工事の施行の都合上、作業を行う必要があるときは、事前に工事監督員と当該施工日の作業箇所及び作業内容について、当該施工日の3日前（土曜日施工の場合は水曜日）までに協議また工事打合簿（兵庫県土木請負工事必携）「提出書類の様式33」を準用）にて提出し、施工すること。</p> <p>1. 4. 4 調査、試験に対する協力 受注者は、水道部が自ら又は水道部が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、水道部は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>1. 4. 7 ガス漏れ事故防止対策 1 受注者は、着手に先立ち、ガス会社係員と打合せのうえ試験掘などにより、あらかじめ、ガス管の位置を確認し、防護対策などについてよく協議すること。 2 掘方内、又は、掘方に近接しているガス管がある場合は、ガス会社係員と協議して、防護、養生の処置をとること。</p>	<p>すること。ただし、これにより難しい場合には、工事監督員と協議し必要な処置を講じ上下水道部の承諾を得ること。</p> <p>1. 4. 3 休日、年末年始の工事抑制期間の施工 尼崎市の休日を定める条例（平成3年尼崎市条例第1号）に規定する市の休日及び年末年始の工事抑制期間は、作業を行わないこと。ただし、工事の施行の都合上、作業を行う必要があるときは、事前に工事監督員と協議すること。</p> <p>1. 4. 4 調査、試験に対する協力 受注者は、上下水道部が自ら又は上下水道部が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、上下水道部は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。</p> <p>1. 4. 7 ガス漏れ事故防止対策 1 受注者は、着手に先立ち、ガス会社係員と打合せのうえ試験掘などにより、あらかじめ、ガス管の位置を確認し、防護対策などについてよく協議すること。 2 掘方内、又は、掘方に近接しているガス管がある場合は、ガ</p>	<p>組織名の変更</p> <p>休日作業届について追記</p> <p>組織名の変更</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>3 杭打ち、矢板打ち、又は、機械掘を行う場合は、着工前日までにガス会社に連絡すること。なお、掘削の際、損傷の恐れがある場合には、ガス管の周囲を手掘りすること。</p> <p>4 埋め戻しをする場合、ガス管の損傷並びに水取器の鉄蓋等、ガス設備の標示物を埋めないよう十分注意して施工すること。</p> <p>5 杭、矢板抜き及び防護施設の撤去等は、埋め戻し後、地盤の落ち着きを待って、ガス会社係員と協議のうえ施工すること。</p> <p>6 工事中にガス管を折損したとき、あるいは損傷の疑いのあるとき、又は、少しでもガスの臭いに気付いたときは、直ちにガス会社に連絡するとともに水道部に連絡すること。なお、ガス会社の係員が到着するまで付近の火気使用を禁止するとともにガス中毒、火災等が発生しないよう必ず現場監視すること。</p>	<p>ス会社係員と協議して、防護、養生の処置をとること。</p> <p>3 杭打ち、矢板打ち、又は、機械掘を行う場合は、着工前日までにガス会社に連絡すること。なお、掘削の際、損傷の恐れがある場合には、ガス管の周囲を手掘りすること。</p> <p>4 埋め戻しをする場合、ガス管の損傷並びに水取器の鉄蓋等、ガス設備の標示物を埋めないよう十分注意して施工すること。</p> <p>5 杭、矢板抜き及び防護施設の撤去等は、埋め戻し後、地盤の落ち着きを待って、ガス会社係員と協議のうえ施工すること。</p> <p>6 工事中にガス管を折損したとき、あるいは損傷の疑いのあるとき、又は、少しでもガスの臭いに気付いたときは、直ちにガス会社に連絡するとともに上下水道部に連絡すること。なお、ガス会社の係員が到着するまで付近の火気使用を禁止するとともにガス中毒、火災等が発生しないよう必ず現場監視すること。</p>	
<p>第2章 材料</p> <p>2. 1 発生品</p> <p>2. 1. 1 現場発生品</p> <p>受注者は、直管に切管残が生じたとき及び現場で撤去管が発生したときは、設計図書の定め又は工事監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において適正に処分すること。</p> <p>また直管に切管残が生じたとき及び現場で撤去管が発生</p>	<p>第2章 材料</p> <p>2. 1 発生品</p> <p>2. 1. 1 現場発生品</p> <p>受注者は、直管に切管残が生じたとき及び現場で撤去管が発生したときは、設計図書の定め又は工事監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において適正に処分すること。</p>	<p>残管のスクラップ等について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p style="color: red;">したときは、受注者は鉄屑〔スクラップ〕（故銑B）として処分すること。</p> <p>2. 2 材料品目</p> <p>2. 2. 1 生コンクリート</p> <p>レディーミクストコンクリートを用いる場合は、2023年制定土木学会コンクリート標準示方書（施工編）によること。</p> <p>第3章 工事</p> <p>3. 1 土工事</p> <p>3. 1. 1 建設副産物等の処理</p> <p>1 受注者は、水道部が指定する処理施設の中から搬出先施設を選定し、建設副産物処理委託に係る契約書の写しを施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し が完了したときは、「尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年9月30日 尼崎市条例第33号）第16条の1に基づき、再資源化等報告書及び建設資材廃棄物引渡 完了報告書を提出すること。</p> <p>3 受注者は、産業廃棄物が排出される工事にあたっては、産業 廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていること</p>	<p>2. 2 材料品目</p> <p>2. 2. 1 生コンクリート</p> <p>レディーミクストコンクリートを用いる場合は、2017年制定土木学会コンクリート標準示方書（施工編）によること。</p> <p>第3章 工事</p> <p>3. 2 土工事</p> <p>3. 1. 1 建設副産物等の処理</p> <p>1 受注者は、上下水道部が指定する処理施設の中から搬出先施設を選定し、建設副産物処理委託に係る契約書の写しを施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し が完了したときは、「尼崎市産業廃棄物の不適正な処理防止に関する条例」（平成15年9月30日 尼崎市条例第33号）第16条の1に基づき、建設資材廃棄物取引完了報告書を提出 すること。</p> <p>3 受注者は、産業廃棄物が排出される工事にあたっては、産業</p>	<p style="color: red;">修正</p> <p style="color: red;">再資源化報告書について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考																								
<p>を確認すること。また、電子マニフェストによる場合は受渡確認票の写しを、紙マニフェストによる場合はD票・E票を工事監督員に提示しなければならない。ただし、E票については、提示が工事完成後になってもやむを得ない。</p> <p>3. 1. 2 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p> <p>1 受注者は、舗装の切断作業に伴い発生する産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表により適正に処理すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">表 産業廃棄物の分類</caption> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">工法 濁水が生じる工法 (湿式)</th> <th style="width: 50%;">濁水が生じない工法 (空冷式等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td style="text-align: center;">(湿式)</td> <td style="text-align: center;">(空冷式等)</td> </tr> <tr> <td>排出形態</td> <td style="text-align: center;">濁水[※]</td> <td style="text-align: center;">粉体</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の分類</td> <td>「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)</td> <td style="text-align: center;">「汚泥」</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 濁水が生じる工法(湿式)を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥+廃アルカリ混合物」として適正に処理すること。収集・運搬・処理方法は下記(1)～(3)のとおりとする。</p> <p>(1) 収集方法</p> <p style="padding-left: 20px;">以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集すること。なお、これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">〈収集方法(例)〉</p>		工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式等)	区分	(湿式)	(空冷式等)	排出形態	濁水 [※]	粉体	産業廃棄物の分類	「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)	「汚泥」	<p>廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認すること。また、電子マニフェストによる場合は受渡確認票の写しを、紙マニフェストによる場合はD票・E票を工事監督員に提示しなければならない。ただし、E票については、提示が工事完成後になってもやむを得ない。</p> <p>3. 1. 2 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理</p> <p>1 受注者は、舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">表 産業廃棄物の分類</caption> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">工法 濁水が生じる工法 (湿式)</th> <th style="width: 50%;">濁水が生じない工法 (空冷式等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td style="text-align: center;">(湿式)</td> <td style="text-align: center;">(空冷式等)</td> </tr> <tr> <td>排出形態</td> <td style="text-align: center;">濁水[※]</td> <td style="text-align: center;">粉体</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の分類</td> <td>「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)</td> <td style="text-align: center;">「汚泥」</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 濁水が生じない工法(空冷式等)を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うものとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理すること。</p>		工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式等)	区分	(湿式)	(空冷式等)	排出形態	濁水 [※]	粉体	産業廃棄物の分類	「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)	「汚泥」	<p style="color: red;">舗装版切断時の汚泥処理についてより具体的に追記及び組織名の変更</p>
	工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式等)																								
区分	(湿式)	(空冷式等)																								
排出形態	濁水 [※]	粉体																								
産業廃棄物の分類	「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)	「汚泥」																								
	工法 濁水が生じる工法 (湿式)	濁水が生じない工法 (空冷式等)																								
区分	(湿式)	(空冷式等)																								
排出形態	濁水 [※]	粉体																								
産業廃棄物の分類	「汚泥」含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※乾燥させた場合も同様)	「汚泥」																								

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>・濁水を収集する機能を有するカッター機械(バキューム式)による収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用掃除機による収集 ・ 濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集等 <p>(2) 運搬方法</p> <p>収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に伴い、適正に処理すること。</p> <p>(3) 処理方法</p> <p>収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」との混合物に分類される可能性があるため、処理の際には十分注意すること。また、pH2.5 以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意すること。</p> <p>「廃アルカリ」や「特別産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、監督員と協議の上、適正に処理すること。</p> <p>3 濁水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うものとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理すること。</p>		

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>4 舗装版切断後の路面汚れの清掃について、散水等で発生する濁水も産業廃棄物となるので、適正に処理すること。</p> <p>3. 2 管布設工事</p> <p>3. 2. 1 配管工</p> <p>1 ダクタイトイル鑄鉄管の配管工は、日本水道協会の耐震配水管技能者登録以上又は日本ダクタイトイル鉄管協会等の耐震型継手の配管技能講習修了者とし、工事着手に先立ち登録証又は修了書を提出し、工事監督員の承諾を得ること。</p> <p>2 水道配水用ポリエチレン管の配管工は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講証を得た者とし、工事着手に先立ち受講証を提出し、工事監督員の承諾を得ること。</p> <p>3 甲切管の有効長についてライナの有無に関わらず、受口部より標準胴付寸法を差し引いた箇所から挿し口端部までを有効長とすること。</p> <p>3. 2. 5 不断水連絡工</p> <p>せん孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験（原則として1.0MPaを1分間）を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。</p> <p>ただし、既設管の状態によっては、監督員と協議の上、試験水</p>	<p>3. 2 管布設工事</p> <p>3. 2. 1 配管工</p> <p>1 ダクタイトイル鑄鉄管の配管工は、日本水道協会の耐震配水管技能者登録以上又は日本ダクタイトイル鉄管協会等の耐震型継手の配管技能講習修了者とし、工事着手に先立ち登録証又は修了書を提出し、工事監督員の承諾を得ること。</p> <p>2 水道配水用ポリエチレン管の配管工は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講証を得た者とし、工事着手に先立ち受講証を提出し、工事監督員の承諾を得ること。</p> <p>3. 2. 5 不断水連絡工</p> <p>せん孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験（原則として1.3MPaを1分間）を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。</p>	<p>甲切管の有効長について追記</p> <p>不断水の水圧試験について変更</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>圧を変更することができる。</p> <p>3. 2. 9 給水装置工事 受注者が施工する給水装置工事は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 施工は「給水装置工事 設計・施工基準」(尼崎市公営企業局)に基づいて行うこと。</p> <p>(2) 施工の範囲は、配水管の布設、布設替え又は移設工事(以下「配水管工事」という。)を施工する路線及び当該路線に隣接する敷地のうち、当該路線との境界線から概ね1mの範囲内の敷地(以下「敷地内部分」という。)とする。ただし、敷地内部分にあっては、水道使用者から要望がある場合に限るものとする。</p> <p>(3) 水道使用者に対する給水装置工事に関する説明は、「宅地内の給水管工事のお知らせ」を用いて受注者が行うものとする。ただし、当該用紙を用いての説明が困難である場合はその旨を工事監督員へ報告すること。(当該用紙は様式集に掲載している。)</p> <p>(4) 前々号ただし書きの要望があった場合には、受注者が水道使用者から「給水整備工事要望書」を徴収し、工事監督員に提出すること。また、当該要望書は、水道使用者が敷地内部分での給水装置工事を要望しない場合にも裏面の住所・氏名欄への記</p>	<p>3. 2. 9 給水装置工事 受注者が施工する給水装置工事は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 施工は「給水装置工事 設計・施工基準」(尼崎市公営企業局)に基づいて行うこと。</p> <p>(2) 施工の範囲は、配水管の布設、布設替え又は移設工事(以下「配水管工事」という。)を施工する路線及び当該路線に隣接する敷地のうち、当該路線との境界線から概ね1mの範囲内の敷地(以下「敷地内部分」という。)とする。ただし、敷地内部分にあっては、水道使用者から要望がある場合に限るものとする。</p> <p>(3) 水道使用者に対する給水装置工事に関する説明は、受注者が行うものとし、前号ただし書きの要望があった場合には、受注者が水道使用者から所定の要望書を徴収し、上下水道部に提出すること。</p> <p>(4) 敷地内部分に設置されている量水器の口径が13mmの場合には、口径20mmの量水器に変更すること。</p> <p>(5) 前項の量水器の口径変更に伴う量水器の出入庫等の異動事務及び量水器の取替作業は、受注者が行うこと。また、取替作業後の古い量水器は作業完了後3日以内に量水器担当へ返却すること。なお、量水器の異動事務及び取替作業におい</p>	<p>給水工事について「宅地内の給水管工事のお知らせ」「給水整備工事要望書」について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>入、押印を確認後徴収し、工事監督員に提出すること。なお、どうしても水道使用者から徴収できない場合には、その経緯を受注者が当該要望書の裏面空欄に記入し、工事監督員に提出すること。</p> <p>(5) 敷地内部分に設置されている量水器の口径が13mmの場合には、口径20mmの量水器に変更すること。この口径変更に伴う量水器の出入庫及び量水器の取替作業については別紙-2の「量水器の出入庫の移動事務及び取替作業フロー」のとおりに行うこと。</p> <p>(6) 前号の量水器の口径変更に伴う量水器の出入庫等の異動事務及び量水器の取替作業は、受注者が行うこと。また、取替作業後の古い量水器は作業完了後3日以内に量水器担当へ返却すること。なお、量水器の異動事務及び取替作業において紛失等の事故が生じた場合は、受注者の責任と負担により適切に処置すること。</p> <p>(7) 断水工事時の赤水排水及び給水管連絡工事等で量水器の撤去・設置を行う場合、取り付け方向を確認した後に施工すること。また、量水器の蓋を開け、取り付け方向が確認できるように設置完了後の写真を撮影し工事監督員に提出すること。</p> <p>(8) 配水管から給水管を分岐するために用いるサドル付分水栓の挿入コアについては、密着形を使用すること。</p> <p>(9) ダクタイル鋳鉄直管の内面エポキシ樹脂粉体塗装管に給水</p>	<p>て紛失等の事故が生じた場合は、受注者の責任と負担により適切に処置すること。</p> <p>(6) 受注者は、配水管から給水管を分岐するために用いるサドル付分水栓の挿入コアについては、密着形を使用すること。</p> <p>(7) 受注者は、ダクタイル鋳鉄直管の内面エポキシ樹脂粉体塗装管に給水管を分岐するために用いる穿孔用ドリルについては、専用ドリル（先端角90°～100°）を使用するものとし、内面モルタルライニング管の穿孔用ドリルと兼用しないこと。</p> <p>(8) 受注者は、水道配水用ポリエチレン管の穿孔には必ず専用のホルソと穿孔機により行い、分水栓部の防食対策として、浸透防止フィルムを巻くこと。穿孔の施工方法については、「POLITEC 施工マニュアル」を参照すること。</p>	<p>メーター出庫について追記</p> <p>メーターの逆付について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>管を分岐するために用いる穿孔用ドリルについては、専用ドリル（先端角90～100°）を使用するものとし、内面モルタルライニング管の穿孔用ドリルと兼用しないこと。</p> <p>(10) 配水道配水用ポリエチレン管の穿孔には必ず専用のホルソと穿孔機により行い、分水栓部の防食対策として、浸透防止フィルムを巻くこと。穿孔の施工方法については、「POLITEC 施工マニュアル」を参照すること。</p> <p style="text-align: center;">量水器の出入庫等の移動事務及び取替作業フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受注者は「水道メーター出庫要求書」^(注)（水道番号・既設メーター番号記載）を工事監督員より受領</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター出庫要求書」^(注)（水道番号・既設メーター番号記載）を水道維持課量水器事務所へ提出</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター等現地確認書」^(注)（水道番号・新設及び既設メーター番号等記載）を水道維持課量水器事務所より受領 受注者は新メーターを水道維持課量水器事務所より受領</p> <p>↓</p> <p>受注者は既設メーター撤去及び新設メーター設置作業を対象家屋にて実施 （その際、「水道メーター等現地確認書」^(注)を用い使用者名、水道番号、新設及び既設メーター番号が一致しているかを確認し、既設メーターの引上指示数を「水道メーター等現地確認書」^(注)の余白に記録）</p> <p>↓</p> <p>受注者は撤去メーターを水道維持課量水器事務所へ戻入（撤去後3日以内の返却を厳守） 受注者は水道維持課量水器事務所にて「メーター異動報告書（現地用）」に必要事項（新メーター番号、旧メーターの引上指示数、取替日、その他）を記載</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター取替済のお知らせ」^(注)を水道維持課量水器事務所より受領</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター取替済のお知らせ」^(注)の施工者欄に施工業者の印を押印し対象家屋に提出（ポストイン）</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター出庫通知書」^(注)を水道維持課量水器事務所より受領</p> <p>↓</p> <p>受注者は「水道メーター出庫通知書」^(注)及び「水道メーター等現地確認書」^(注)を工事監督員へ提出</p> <p>受注者は「水道メーター取替済のお知らせ」^(注)の対象家屋への提出（ポストイン）完了を工事監督員へ報告</p> <p><small>（注）：「水道メーター出庫要求書」・「水道メーター等現地確認書」・「水道メーター取替済のお知らせ」・「水道メーター出庫通知書」については紛失が無い様に取り扱いについては十分に注意すること</small></p> </div>		<p style="text-align: center;">メーター出庫 の作業フロー を追加</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備考
<p>3. 3 道路復旧工事</p> <p>3. 3. 1 舗装工及び施工者マーク</p> <p>1 管布設工と道路復旧工を一体で契約した工事については、各路線の管布設工完了後、速やかに配管確認用図面（配管出来形図及び給水管整備にかかる完成図のうち分岐位置引照・管種・口径を記載した平面図）及び写真（付1工事記録写真撮影要領別表の管布設工-配管）を提出し、管布設工の出来形確認を受けた後に各路線の道路復旧工に着手すること。ただし、実掘部の復旧等、施工後であっても管布設工跡が確認できる工種については、管布設工の出来形確認の前に当該工種に着手することができる。</p> <p>2 舗装版とりこわしを行った路線については、その日の作業終了時までには表層まで舗装復旧を完了すること。</p> <p>3 受注者は、舗装復旧を施工する際には、舗装復旧作業完了後、3. 2. 6に準じて施工者マークを表示しなければならない。</p> <p>4 消火栓用円形鉄蓋の区画線標示は図-6のとおりとする。</p> <p>3. 6 境界測量工</p> <p>3. 6. 1 境界測量工</p> <p>受注者は、工事により境界杭・鋸・プレート等が移動した場合、または現地で境界杭・鋸・プレート等を発見し、本工事により破損・移動する可能性がある場合について工事監督員に書面で報告し、境界測量工を行うか指示を受けること。なお、受注者は、境</p>	<p>3. 3 道路復旧工事</p> <p>3. 3. 1 舗装工及び施工者マーク</p> <p>1 管布設工と道路復旧工を一体で契約した工事については、各路線の管布設工完了後、速やかに配管確認用図面（配管出来形図及び給水管整備にかかる完成図のうち分岐位置引照・管種・口径を記載した平面図）を提出し、管布設工の出来形確認を受けた後に各路線の道路復旧工に着手すること。ただし、実掘部の復旧等、施工後であっても管布設工跡が確認できる工種については、管布設工の出来形確認の前に当該工種に着手することができる。</p> <p>2 舗装版とりこわしを行った路線については、その日の作業終了時までには表層まで舗装復旧を完了すること。</p> <p>3 受注者は、舗装復旧を施工する際には、舗装復旧作業完了後、3. 2. 6に準じて施工者マークを表示しなければならない。</p> <p>4 <u>コア採取については、検査員の指示に従うこと。</u></p> <p>5 消火栓用円形鉄蓋の区画線標示は図-6のとおりとする。</p>	<p>写真の提出について追記</p> <p>コア採取については、施工管理基準に従うため削除</p> <p>境界測量工について追記</p>

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備 考
<p>界測量工を行う場合は、有資格者(測量士)にて作業計画書の作成、測量及び測量図面の作成をし、現場管理・精度管理を行うこと。また、作業計画書及び測量図面については工事監督員に提出し、確認を受けること。</p>		

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後				現行				備考	
付1 工事記録写真撮影要領別表				付1 工事記録写真撮影要領別表				写真撮影要領にライナの設置状況写真を追加	
新仕様書	材料検査	・ 材料の全容及び日水協マーク	適時	材料検査	・ 材料の全容及び日水協マーク	適時			
	配管	・ 管の布設状況	適時	配管	・ 管の布設状況	適時	伏越し部等特殊な配管は、全箇所撮影		
		・ 土被り及び官民境界からの寄り	実施箇所又は 20m~40m 毎 (土被り、占用位置の変化毎)		・ 土被り及び官民境界からの寄り	実施箇所又は 20m~40m 毎 (土被り、占用位置の変化毎)			
		・ 切管切断状況及び長さ	全箇所 (リボンテープ又は箱尺)		・ 切管切断状況及び長さ	全箇所 (リボンテープ又は箱尺)			
		・ 異形管使用状況 (他埋設管位置関係等)	全箇所		・ 異形管使用状況 (他埋設管位置関係等)	全箇所			小黒板記載図と管路の向きが一致するよう撮影
		・ 管の接合状況	適時		・ 管の接合状況	適時			
		・ ライナの設置状況	全箇所		・ 既設管との連絡配管状況 (不断水連絡工を含む)	全箇所			
	・ 既設管との連絡配管状況 (不断水連絡工を含む)	全箇所	・ 水圧試験状況	〃					
	管撤去	・ 水圧試験状況	〃	管撤去	・ 管弁組の撤去状況	適時	撤去材については、全数を確認できる状況で撮影		
		・ 管弁組の撤去状況	適時		・ 管閉塞状況	〃			
・ 管閉塞状況		〃	・ 撤去管延長		全箇所 (リボンテープ又は箱尺)				
・ 撤去管延長		全箇所 (リボンテープ又は箱尺)	・ 撤去材の種類又は車上状況		〃				
・ 撤去材の集積又は車上状況		〃	・ 石綿管撤去材の処分状況		適時				
管保護	・ 石綿管撤去材の処分状況	適時	管保護	・ 管弁組の撤去状況	適時	〃			
	・ 配筋間隔	実施箇所毎		・ 管閉塞状況	〃				
	・ 型枠設置状況	〃		・ 撤去管延長	全箇所 (リボンテープ又は箱尺)				
	・ 形状・寸法	〃		・ 撤去材の種類又は車上状況	〃				
防食用ポリエチレンスリーブ被覆工	・ コンクリート打設状況	〃	防食用ポリエチレンスリーブ被覆工	・ 型枠設置状況	適時	小黒板記載図と管路の向きが一致するよう撮影			
	・ 鋼材防護等の取付状況	全箇所		・ 形状・寸法	〃				
	・ 配筋間隔	〃		・ コンクリート打設状況	〃				
	・ 型枠設置状況	〃		・ 鋼材防護等の取付状況	全箇所				
管洗浄工	・ 被覆状況 (ラップ長さ、固定箇所)	適時	管洗浄工	・ 被覆状況 (ラップ長さ、固定箇所)	適時	(異形管部等は全箇所)			
	・ 管明示テープの状況	(異形管部等は全箇所)		・ 管明示テープの状況	(異形管部等は全箇所)				
管洗浄工	・ 管洗浄状況	全箇所	管洗浄工	・ 管洗浄状況	全箇所	〃			
	・ ポリビッグ挿入及び排出状況	〃		・ ポリビッグ挿入及び排出状況	〃				

工事共通仕様書の新旧対照表

改定後					現行					備 考
付3 工事完成図面作成要領					付3 工事完成図面作成要領					
種別	細別	色※ ¹	線種※ ²	線の太さ※ ³	種別	細別	色※ ¹	線種※ ²	線の太さ※ ³	
配水管	既設	青	一点鎖線	0.25mm	配水管	既設	青	一点鎖線	0.25mm	
	新設	赤	実線	0.50mm		新設	赤	実線	0.50mm	
給水管	既設	青	点線	0.13mm	給水管	既設	青	実線	0.13mm	
	新設	マゼンダ	実線	0.25mm		新設	マゼンダ	実線	0.25mm	
平面図	地形	暗灰	実線	0.13mm	平面図	地形	暗灰	実線	0.13mm	
断面図	地形	黒	実線	0.18mm	断面図	地形	黒	実線	0.18mm	
	新設	赤	実線	0.50mm		新設	赤	実線	0.50mm	
	他企業	暗灰	実線	0.25mm		他企業	暗灰	実線	0.25mm	
寸法、引出線		黒	実線	0.18mm	寸法、引出線		黒	実線	0.18mm	
枠線		黒	実線	0.50mm	枠線		黒	実線	0.50mm	
バルブ鉄蓋及び空気弁等鉄蓋仕様書φ600					バルブ鉄蓋及び空気弁鉄蓋仕様書					全面改訂
バルブ鉄蓋及び空気弁鉄蓋φ700										新規追加
三市水道鉄蓋φ900										新規追加

以上